

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		国家公安委員会(警察庁)													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他		
平成18	—	なし														0
19	—	なし														0
20	物品・役務調達	東北管区警察学校				1,684										1,684
		中部管区警察学校						276								276
		警視庁						3,279	2,048							5,327
		岩手県警察	656	477	161	1,021	16		71							2,402
		宮城県警察				620										620
		滋賀県警察				132										132
		山口県警察				49	36									85
		香川県警察				3,112										3,112
		宮崎県警察				655	67									722
		計	656	477	161	7,273	119	3,555	2,119							14,360
	補助金	警視庁						206	642							848
		岩手県警察	37		30	4,672										4,739
		香川県警察				159										159
		計	37		30	4,831		206	642							5,746
計		693	477	191	12,104	119	3,761	2,761							20,106	
合計	物品・役務調達		656	477	161	7,273	119	3,555	2,119						14,360	
	補助金		37		30	4,831		206	642						5,746	
	計		693	477	191	12,104	119	3,761	2,761						20,106	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「決算年度」欄の「平成 18」は、会計検査院の平成 18 年度決算検査報告により指摘されているものであることを示し、不適正な会計経理が判明した年度としては 19 年度に当たる（「19 年度決算」及び「20 年度決算」も同様。以下、表 1-①について同じ。）。

3 会計検査院の決算検査報告により「職員の不正による損害が生じたもの」と指摘されているものについては、当該損害の発見の端緒にかかわらず、会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理として、本表の「職員の不正」欄に記載した（以下、表 1-①について同じ。）。

表 1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		総務省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様											計		
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他						
未納入	カラ出張	カラ雇用								職員の不正	その他					
平成 18	現金収受	岡山行政評価事務所												1,845		1,845
	計													1,845		1,845
19	—	なし														0
20	補助金	岩手県	447			230		2								679
		埼玉県			28	525										553
		京都府				11										11
		大分県				111										111
		宮崎県				7		32								39
		沖縄県	2,913													2,913
計			3,360		28	884		34							4,306	
合計	現金収受													1,845		1,845
	補助金		3,360		28	884		34								4,306
	計		3,360		28	884		34						1,845		6,151

(注) 当省の調査結果による。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		法務省										(単位:千円)				
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成 18	現金收受	山形刑務所鶴岡拘置 支所												1,502		1,502
	計													1,502		1,502
19	—	なし														0
20	—	なし														0
合 計	現金收受													1,502		1,502
	計													1,502		1,502

(注) 当省の調査結果による。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		外務省										(単位:千円)				
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様													
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他					計	
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成 18	現金收受	在マーシャル大使館												2,381		2,381
	計													2,381		2,381
19	現金收受	在マダガスカル・在コ ートジボワール大使館												11,914		11,914
	計													11,914		11,914
20	—	なし														0
合 計	現金收受													14,295		14,295
	計													14,295		14,295

(注) 1 当省の調査結果による。

2 平成19年度決算欄の「11,914千円」は、同一人が複数の大使館において損害を与えたものであり、大使館ごとに区分されていない。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		財務省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他		
平成18	その他	柏税務署・麻布税務署 (注2)												2,074		2,074
	計													2,074		2,074
19	その他	雪谷税務署・大和税務署 (注2)												3,602		3,602
		東村山税務署・小田原税務署・甲府税務署(注2)												17,460		17,460
		左京税務署・中京税務署 (注2)												314,432		314,432
		大牟田税務署												7,622		7,622
計													343,116		343,116	
20	—	なし														0
合計	その他													345,190		345,190
	計													345,190		345,190

(注) 1 当省の調査結果による。

2 同一人が複数の税務署において損害を与えたものであり、税務署ごとに区分されていない。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		文部科学省													(単位:千円)
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	その 他					
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他	
平成18	補助金	学校法人獨協学園	3,600												3,600
		獨協医科大学	16,810												16,810
		獨協医科大学	24,407												24,407
		吉備国際大学	1,694												1,694
	計	46,511												46,511	
19	補助金	東北大学	5,742												5,742
		獨協大学	7,622												7,622
		東京大学						7,413							7,413
		東北大学	4,291												4,291
		大阪府子どもの居場所づくり運営協議会												6,592	6,592
		大阪府地域家庭教育推進協議会												248	248
計	17,655					7,413						6,840	31,908		
20	補助金	岩手県	22			10		0.0							32
		埼玉県				13									13
		大分県				12									12
		宮崎県				0.0									0.0
		沖縄県	215												215
		獨協大学	5,144												5,144
		聖マリアンナ大学	11,300												11,300
		岡山大学	1,022												1,022
		岡山大学	14,350												14,350
		和歌山県立医科大学	4,050												4,050
計	36,103			35		0.0							36,138		

合 計	補助金	100,269			35		7,413						6,840	114,557
	計	100,269			35		7,413						6,840	114,557

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 表中「0.0」は、百円の位で四捨五入して1千円未満であることを表す。
3 同一機関において複数の補助金に係る不適正な会計経理が指摘されている場合は、それぞれの指摘ごとに記載した（以下、表1-①において同じ。）。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		厚生労働省												(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他					計
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他	
平成18	その他	大阪南労働基準監督署											16,781		16,781
		国立精神・神経センター 国府台病院											4,367		4,367
		社会保険事務局等(注3)											2,952		2,952
	計(注3)											24,100 (21,148)		24,100 (21,148)	
19	その他	水戸、土浦、常陸鹿嶋 各公共職業安定所											15,113		15,113
		社会保険事務局等(注3)											30,535		30,535
	計(注3)											45,648 (15,113)		45,648 (15,113)	
20	物品・ 役務 調達	厚生労働本省				8,989									8,989
		社会保険事務局等(注3)	884	5,387	6,208	56,757	410								69,646
		計(注3)	884 (0)	5,387 (0)	6,208 (0)	65,746 (8,989)	410 (0)								78,635 (8,989)
	その他	社会保険事務局等(注3)												5,350	5,350
		計(注3)												5,350 (0)	5,350 (0)
	補助金	岩手県	20			11		0.0							31
		埼玉県				19									19
		大分県				7									7
		宮崎県				1									1
		沖縄県	227												227
		財団法人日本公衆衛生 協会	1,100												1,100
聖マリアンナ医科大学		13,625												13,625	

	聖マリアンナ医科大学	10,735											10,735
	岡山大学	2,013											2,013
	計	27,720			38		0.0						27,758
	計(注3)	28,604 (27,720)	5,387 (0)	6,208 (0)	65,784 (9,027)	410 (0)	0.0 (0.0)					5,350 (0)	111,743 (36,747)
合計 (注3)	物品・役務調達	884 (0)	5,387 (0)	6,208 (0)	65,746 (8,989)	410 (0)							78,635 (8,989)
	その他											75,098 (36,261)	75,098 (36,261)
	小計	884 (0)	5,387 (0)	6,208 (0)	65,746 (8,989)	410 (0)						75,098 (36,261)	153,733 (45,250)
	補助金	27,720 (27,720)			38 (38)		0.0 (0.0)						27,758 (27,758)
	計	28,604 (27,720)	5,387 (0)	6,208 (0)	65,784 (9,027)	410 (0)	0.0 (0.0)					75,098 (36,261)	181,491 (73,008)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表中「0.0」は、百円の位で四捨五入して1千円未満であることを表す。

3 社会保険庁については、平成21年12月31日をもって廃止された。このため、同庁の業務に係る不適正な会計経理については、「発生機関名」を一律に「社会保険事務局等」と記載し、「態様」欄に当該発生機関に係る不適正な会計経理の額（発生機関が複数の場合は合計額）を記載した。

また、各年度決算欄の「計」欄の（ ）内及び「合計」欄の（ ）内は、各合計額から社会保険庁の業務に係る不適正な会計経理の額を差し引いた額で、内数である。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		農林水産省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	その 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他		
平成18	—	なし														0
19	補助金	北海道				513			279							792
		青森県			166	194			336							696
		岩手県	9,098	11,229	3,935	21,551			665							46,478
		福島県				791										791
		栃木県	28			4,318										4,346
		群馬県			72	2,718			188							2,978
		長野県	443	5,276	235	3,854			285							10,093
		岐阜県				71			95							166
		愛知県	1,719	5,141	17,616	9,005			3,941							37,422
		京都府	3		28	4,526			9							4,566
		和歌山県				558										558
		大分県				186										186
		計	11,291	21,646	22,052	48,285			5,798						109,072	
20	補助金	岩手県	119			60			0.0						179	
		埼玉県				30									30	
		大分県				5									5	
		宮崎県				1									1	
		沖縄県	241												241	
		岡山大学	5,106			4,233									9,339	
		秋田県							0.0						0.0	
		山形県		3	1,674	647			201						2,525	

茨城県	624	4,239	1,300	12,857		1,866						20,886
埼玉県			161	1,553		79						1,793
千葉県	128,602	16,500	8,496	10,859		87						164,544
富山県		221	967	7,317		290						8,795
石川県	1,270	12,999	2,210	16,430		724						33,633
福井県	10,506	8,955	649	10,664		506						31,280
山梨県			139	2,701		75						2,915
三重県				8,489		383						8,872
滋賀県			171	1,212		480						1,863
奈良県		152	920	9,366		80						10,518
鳥取県			119	292		631						1,042
島根県			133	8,148		821						9,102
岡山県		144	1,270	4,390		715						6,519
広島県			524	478								1,002
山口県			654	599		234						1,487
徳島県	104		2,162	5,170		3						7,439
香川県				201								201
愛媛県	505	106	1,326	2,513		2,014						6,464
高知県				3		7						10
福岡県			108	318		1,571						1,997
熊本県	196	1,809	4,146	2,607		89						8,847
鹿児島県			30	3,072		141						3,243
沖縄県	8,503		312	1,962		492						11,269
千葉市				8								8
大阪市	15	30										45
青森市	100		528	100								728
八戸市			54									54

	盛岡市	2,068		967	27								3,062
	北上市			2,098	0.0								2,098
	長野市	381		7			6						394
	松本市	15	386	483	154		11						1,049
	豊田市			229									229
	和歌山市				6,765								6,765
	田辺市			1,369	89		12						1,470
	計	158,355	45,544	33,206	123,320		11,518						371,943
合 計	補助金	169,646	67,190	55,258	171,605		17,316						481,015
	計	169,646	67,190	55,258	171,605		17,316						481,015

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 表中「0.0」は、百円の位で四捨五入して1千円未満であることを表す。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		経済産業省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成18	—	なし														0
19	—	なし														0
20	物品・役 務調達	資源エネルギー庁	70,697													70,697
		関東経済産業局	20,090												710	20,800
		計	90,787												710	91,497
	補助金	岩手県	103			60		1								164
		埼玉県			161	109										270
		大分県				22										22
		宮崎県				1		2								3
		沖縄県	734													734
計	837		161	192		3								1,193		
計	91,624		161	192		3							710	92,690		
合 計	物品・役務調達	90,787												710	91,497	
	補助金	837		161	192		3								1,193	
	計	91,624		161	192		3							710	92,690	

(注) 当省の調査結果による。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		国土交通省													(単位:千円)
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他					
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他	
平成 18	—	なし													0
19	物品・役 務調達	国土技術政策総合研究所				13,020									13,020
		山形河川国道事務所											1,273		1,273
		利根川下流河川事務所、霞ヶ浦河川事務所											13,031		13,031
		計				13,020							14,304		27,324
	補助金	北海道		408	8	859									1,275
		青森県			2,098	1,093		660							3,851
		岩手県	9,471	2,201	3,717	2,021		7							17,417
		福島県				530		110							640
		栃木県	148	155	438	475		113							1,329
		群馬県			14	2,652		405							3,071
		長野県			99	1,001		183							1,283
		岐阜県				38									38
		愛知県	17,258	1,824	708	3,730		435							23,955
		京都府	35		37	3,145		39							3,256
		和歌山県	890		139	4,283		33							5,345
大分県				3,306									3,306		
	計	27,802	4,588	7,258	23,133		1,985							64,766	
	計	27,802	4,588	7,258	36,153		1,985					14,304		92,090	

20	補助金	秋田県						80							80	
		山形県			327	6,782		59								7,168
		茨城県	16,155	21,742	2,207	4,380		1,266								45,750
		埼玉県			20	1,018		182								1,220
		千葉県	190,180	18,606	3,088	7,955		420								220,249
		富山県		110	532	2,897		93								3,632
		石川県	581	14,284	1,790	4,679		504								21,838
		福井県	4,382	7,079	1,429	4,548		892								18,330
		山梨県				70		37								107
		三重県				1,712		303								2,015
		滋賀県			13	202		83								298
		大阪府				25		149								174
		奈良県			7	967										974
		鳥取県			2,551	513		2,710								5,774
		島根県	1,558	767	131	20,931		116								23,503
		岡山県			695	933		89								1,717
		広島県			481	866		30								1,377
		山口県				1,459		46								1,505
		徳島県			1,905	16		519								2,440
		香川県				767		30								797
		愛媛県	5,114	3,824	4,271	2,174		2,466								17,849
		福岡県						38								38
		熊本県	1,181	6,419	3,868	3,112		992								15,572
		鹿児島県				227										227
沖縄県	27,072		141	1,537		189								28,939		
千葉市	31	312	3,672	923		230								5,168		
大阪市				3		10								13		

	青森市	30		65	4,258								4,353
	八戸市	1,089	75	265	463		322						2,214
	盛岡市	17,804	458	1,941	930		103						21,236
	北上市			1,170	580		26						1,776
	八幡平市			81	316								397
	長野市	224		41	285		15						565
	松本市	435	564	1,457	4		170						2,630
	豊橋市			2,015	483		4						2,502
	豊田市			102	12								114
	和歌山市				3,306								3,306
	田辺市			1,290	109		100						1,499
	計	265,836	74,240	35,555	79,442		12,273						467,346
合計	物品・役務調達				13,020						14,304		27,324
	補助金	293,638	78,828	42,813	102,575		14,258						532,112
	計	293,638	78,828	42,813	115,595		14,258				14,304		559,436

(注) 当省の調査結果による。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		環境省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他		
平成18	—	なし														0
19	—	なし														0
20	物品・ 役務 調達	北海道地方環境事務所				2,377										2,377
		釧路自然事務所				7,619					785					8,404
		東北地方環境事務所				2,859				130						2,989
		関東地方環境事務所				14,821				755						15,576
		中部地方環境事務所				4,160				230						4,390
		長野自然環境事務所				1,288										1,288
		高松事務所									659					659
		九州地方環境事務所				1,152										1,152
		那覇自然環境事務所				3,345										3,345
		計				37,621			1,115	1,444					40,180	
合計	物品・役務調達	計				37,621			1,115	1,444					40,180	
		計				37,621			1,115	1,444					40,180	

(注) 当省の調査結果による。

表1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要

府省名		防衛省													(単位:千円)	
決算年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度納入	先払い	前年度納入	契約前納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の不正	その他		
平成18	現金收受	海上自衛隊第3護衛隊群護衛艦「はるな」												9,867		9,867
	計													9,867		9,867
19	—	なし														0
20	現金收受	航空幕僚監部												29,524		29,524
	計													29,524		29,524
合計	現金收受													39,391		39,391
	計													39,391		39,391

(注) 当省の調査結果による。

表1-② 内部監査等により判明した不適正な会計経理の概要

府省名		国家公安委員会(警察庁)													(単位:千円)	
年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成 20	—	なし														0
21	物品・ 役務 調達	皇宮警察本部									190					190
		近畿管区警察局									11					11
		東北管区警察学校				914										914
		関東管区警察学校				3,993										3,993
		中部管区警察学校				303										303
		四国管区警察学校				212										212
		山形県情報通信部				148										148
		神奈川県情報通信部				144		10,033								10,177
		富山県情報通信部				49		81	68							198
		和歌山県情報通信部				786										786
		長崎県情報通信部								67						67
		北海道警察								55						55
		釧路方面本部								19						19
		福島県警察				1,614	117		632							2,363
		警視庁							380							380
		茨城県警察				485										485
		栃木県警察				4,723		847								5,570
静岡県警察				298			250							548		
鳥取県警察				72										72		

	島根県警察			20		36							56
	山口県警察			43									43
	愛媛県警察			1,501			171						1,672
	大分県警察						1,258						1,258
	計			15,305	117	10,997	3,101						29,520
補助金	秋田県警察						<u>386</u>						<u>386</u>
	福島県警察			<u>598</u>	<u>201</u>	<u>225</u>	<u>695</u>						<u>1,719</u>
	静岡県警察						<u>58</u>						<u>58</u>
	和歌山県警察			<u>184</u>									<u>184</u>
	鳥取県警察					<u>151</u>							<u>151</u>
	福岡県警察			<u>880</u>									<u>880</u>
	熊本県警察			<u>41</u>		<u>14</u>							<u>55</u>
	計			<u>1,703</u>	<u>201</u>	<u>390</u>	<u>1,139</u>						<u>3,433</u>
	計			17,008	318	11,387	4,240						32,953
合計	物品・役務調達			15,305	117	10,997	3,101						29,520
	補助金			<u>1,703</u>	<u>201</u>	<u>390</u>	<u>1,139</u>						<u>3,433</u>
	計			17,008	318	11,387	4,240						32,953

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「年度」欄の「平成20」は、内部監査等により平成20年度に判明したものであることを示す（「21年度」も同様。以下、表1-②について同じ。）。

3 「補助金」欄の下線を付した金額は、補助対象経費（国庫補助相当額と都道府県費の合計）である。「21年度」の「計」欄及び「合計」欄の「計」欄は、当該補助対象経費を基に算出した。

表1-② 内部監査等により判明した不適正な会計経理の概要

府省名		厚生労働省													(単位:千円)	
年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成 19	物品・役 務調達	那覇検疫所				300										300
	計					300										300
20	物品・役 務調達	国立療養所大島青松園												451	451	
		国立神戸視力障害センター				1,346								21	1,367	
		国立別府重度障害者センター				368								242	610	
		中国四国厚生局												121	121	
	計					1,714								835	2,549	
21	物品・役 務調達	国立国際医療センター 戸山病院				286									286	
		東北厚生局												29	29	
	計					286								29	315	
合 計	物品・役務調達				2,300									864	3,164	
	計					2,300								864	3,164	

(注) 当省の調査結果による。

表1-② 内部監査等により判明した不適正な会計経理の概要

府省名		農林水産省													(単位:千円)
年度	発生区分	発生機関名	態 様												計
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他					
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他	
平成 20	—	なし													0
21	物品・役 務調達	総合食料局				1,430									1,430
		生産局				200									200
		経営局				1,530									1,530
		農村振興局				670									670
		農林水産技術会議事務 局筑波事務所				1,200									1,200
		農林水産研修所				10									10
		農林水産政策研究所				3,210									3,210
		地方農政局(41 機関)	570		1,860	83,980	300	3,460							90,170
		林野庁(2機関)				4,130									4,130
		水産庁(3機関)				750		360							1,110
		北海道森林管理局北見 事務所	2,404			2,357									4,761
		北海道森林管理局管内 (2機関)				7,714									7,714
		東北森林管理局				7,596									7,596
		東北森林管理局管内 (1機関)	985												985
		関東森林管理局管内 (1機関)				987									987
	計		3,959	1,860	115,764	300	3,820							125,703	
合 計	物品・役務調達		3,959	1,860	115,764	300	3,820							125,703	
	計		3,959	1,860	115,764	300	3,820							125,703	

(注) 当省の調査結果による。

表1-② 内部監査等により判明した不適正な会計経理の概要

府省名		防衛省													(単位:千円)	
年度	発生区分	発生機関名	態 様												計	
			預け金	一括払い	差し替え	翌年度 納入	先払い	前年度 納入	契約前 納入	そ の 他						
										未納入	カラ出張	カラ雇用	職員の 不正	その他		
平成 20	—	なし														0
21	物品・役 務調達	陸上自衛隊施設学校												5		5
	計													5		5
合 計	物品・役務調達													5		5
	計													5		5

(注) 当省の調査結果による。

表 2-①

各府省の不適正な会計経理防止対策の概要（補助金に係るもの以外）

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
内閣府		<ul style="list-style-type: none"> ・契約の適正な執行の確保等のため、平成 19 年度の契約から、会計課職員が行っていた監督・検査を事業実施部局職員等に行わせることとした。 		<ul style="list-style-type: none"> ・会計実務研修（毎年度 1 回開催）で、会計検査院の指摘事項等を周知 	
宮内庁					
公正取引委員会			<ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院における他府省に対する指摘事項などを踏まえ、平成 19 年度以降、随意契約（契約及び支出負担行為並びに支出に関する事項）を会計監査実施計画の特別監査項目に位置付け、不適正な会計経理を防止する観点から、物品・印刷物購入の納品検査状況や支払いに際しての必要書類の整備状況等を確認 		
国家公安委員会（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的かつ効率的な予算執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書等について、業者自身に確実に日付を記載させるとともに、その記載内容（数量、日付等）の確認の徹底（検収責任の明確化） ・納品書等の 5 年間保存 ・契約担当者と検収担当者との分離 ・複数の職員が一連の会計手続に関与する仕組みの整備 ・物品の一括調達、単価契約対象物品の拡大 ・共通して需要がある物品等の調達事務の集約化 ・物品購入等の手続にかかわらず、職員の適材適所の人員配置及び実務能力の向上 ・指導・教養の効果について、会計監査等の機会を通して検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・捜査費等に加え、物品購入契約については会計監査対象とし、契約業者の帳簿書類と突合 	<ul style="list-style-type: none"> ・所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底 ・予算は使い切ることが望ましいとする考えや公金を取り扱うことの責任の重要性に対する認識不足の指摘を踏まえ、契約担当職員に対する実効ある指導・教養の実施と効果の定期的な検証 ・契約を担当する職員以外の職員に対しても、不適正な経理処理は契約を担当する職員だけの問題ではなく、契約を担当する職員に物品の取得等を要求する側の問題でもあり得ることを認識させ、計画的かつ時間的余裕を持った物品取得等の要求に努めるよう指導すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札等の拡充

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
金融庁					
消費者庁					<ul style="list-style-type: none"> 幹部会、総括補佐会議で不適正な会計経理に係る資料を配布し注意喚起 不適正な会計経理の有無について担当者に聞き取り
総務省	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎管理関連の調達、システム関連調達及び調査研究請負（委託）について、年度を通して計画的な調達スケジュールの設定と年度末の駆け込み執行の解消に向け、執行管理シートを作成 			<ul style="list-style-type: none"> 総務大臣から、会計・契約手続や適正な調達の在り方を再確認するとともに、公金を使うことの責任の重大性と職務の重要性に関する認識を徹底し、コンプライアンスの確保に努めるよう指示 	<ul style="list-style-type: none"> 現金収受（資金前渡官吏）に係る職員の不正防止対策（出納官吏による厳格な公印の保管と小切手の捺印等）
法務省			【検察庁】 <ul style="list-style-type: none"> 内部監査体制の強化（報償費や調査活動費を含め、予算執行についての監督体制を強化するため、最高検察庁検事の中から監査担当検事を指名した上、監査を実施する体制を整備） 	<ul style="list-style-type: none"> 会計職員実務講習会で会計検査院の指摘を題材に再発防止対策等を討議等 	【法務省本省】 <ul style="list-style-type: none"> 会計検査院等の指摘事項の周知及び適正な予算執行の徹底周知 【矯正局】 <ul style="list-style-type: none"> 現金収受（資金前渡官吏）に係る職員の不正防止対策（現金・小切手・公印等の保管方法等について内部監査等を実施）
外務省		<ul style="list-style-type: none"> 会計事務を発注部署、検査検収部署、予算執行部署に分離し、相互牽制が行われる体制を構築 	<ul style="list-style-type: none"> 監査担当部局が随時（少なくとも年に1回）、物品・役務調達の大手取引先企業等に対し、取引に係る「プール金」の有無を調査 		【外務省本省】 <ul style="list-style-type: none"> 職員研修会等で適正な会計事務の指導 【在外公館】 <ul style="list-style-type: none"> 現金収受（資金前渡官吏）に係る職員の不正防止対策（会計事務補助職員一覧表の作成、小切手振出帳簿の作成、出納官吏以外の者による小切手署名の禁止）
財務省			【財務省本省】 <ul style="list-style-type: none"> 監査機能の強化（平成22年度の監査の重点事項として、内部牽制体制の確保状況、年度末の不要、不急な予算執行の有無を確認） 		【国税庁】 <ul style="list-style-type: none"> 還付金に係る職員による不正防止対策（システム等の再構築と国税局による監査の充実・強化：還付金支払の監査入力を統括官に限定、システムのパスワードの有効期間の短縮（180日から30日）、還付金口座と原資料との突合（悉皆調査）

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
文部科学省			<ul style="list-style-type: none"> 平成 21 年度の会計監査事項として、物品調達において納品検査をどのように行っているか等を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 監査結果の各部局等へのフィードバック等を図るため、会計監査報告書説明会を開催し、会計監査で判明した不適切事例や会計検査院の指摘事項等を説明 	<ul style="list-style-type: none"> 会計検査院等の指摘事項及び適正な予算執行について周知
厚生労働省		<ul style="list-style-type: none"> 納品検査体制の強化等（専門性の高い役務契約等について、精通している原局職員を検査職員として任命、請負契約で実施する内容の仕様書への具体的な記述） 	<ul style="list-style-type: none"> 業者への納品状況等の確認（平成 17 年度から実施） 		<ul style="list-style-type: none"> 【労働基準局】 <ul style="list-style-type: none"> 障害一時金等に係る職員の不正防止対策（局長・課長会議での綱紀粛正の徹底と内部牽制の一層の充実を指示） 【職業安定局】 <ul style="list-style-type: none"> 失業等給付金に係る職員の不正防止対策（局長等へ適正支給の徹底を指示、会議で内部牽制体制の充実等を指示）
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> 納入期限が十分確保されるよう物品調達の計画的な発注を行う。 年度末における不要な物品調達を防止する観点から、物品管理官から契約担当職員への契約措置請求は原則として 2 月末までに行う。 	<p>〈納品検査体制の強化〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査職員は契約の相手方から、内容、数量及び発行年月日か記載された納品書等を提出させ検査を行う。 納品書等は 5 年間保存 物品調達担当者を検査職員としない。 契約担当官等は見積書、請求書等について、適正な発行年月日の記載を確認の上受領する。 関係書類のチェックを複数の者により行うなど、実効性のある内部牽制体制を確立する。 	<ul style="list-style-type: none"> 従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、監査手法等の見直し 内部監査において、上記の措置が的確に実施されているか確認 	<ul style="list-style-type: none"> 発注者綱紀保持研修において、予算執行に当たって「不用を出してはならない」という認識の是正及び関係法令等の遵守が国家公務員の責務であるという意識を徹底 経理事務研修の充実・強化と発注担当職員の積極的参加 	
経済産業省			<ul style="list-style-type: none"> 外部通報の仕組みの導入（ホームページで予算執行に関する改善意見及び苦情・不正に係る情報を募集） 	<ul style="list-style-type: none"> 会計担当職員研修で、不適正経理に関する会計検査院からの指摘事例を紹介し、会計法令遵守について注意喚起（年度末の執行残額を勘案して、業者に架空取引を指示するなどし、「預け金」として保有させていた例あり。チェックポイントは、計画的な 	

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
				<p>予算執行と検収業務の確実な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検収担当職員に対し、成果物、物品等の期限内納品確認の徹底を周知 	
国土交通省		<ul style="list-style-type: none"> ・納品検査に際して、検査職員とともに、購入事務担当課以外の職員も立会い、複数の職員で確認 ・対象部局は、監査の実施に必要な書類として、物品の購入及び印刷物作成に関する契約（単価契約を含む。）の納品書などの国が相手方から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後5年間保存 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度会計監査実施計画において、物品購入及び印刷物作成に関する事項について、会計検査院の決算検査報告における着眼点等を参考に、当分の間重点的に監査する旨を規定 		<ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院の指摘事項等及び適正かつ効率的な予算執行について周知
環境省			<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度会計事務監査指導実施計画において、不適正な会計検査を防止する観点から、次の項目を盛り込んで監査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・委託・請負契約等の成果物及び購入契約に係る物品の現物を確認。その監査過程において重要な問題が懸念される場合は、契約相手方に協力を求め書類等を確認 ・先払い、翌年度納入等がないか、納品書又は業務完了報告書等により確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・会計検査院の指摘等を踏まえ、監査対象機関の会計担当者を対象に、会計事務の基礎知識の習得や法令遵守意識の啓発等を図るための集合研修を実施 	
防衛省			<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度会計監査の重点項目として、会計検査院による指摘事項について、他の府省への指摘であっても同様の事態がないか点検 ・平成22年度会計監査の重点項目として、物品の購入等に当たり、預け金、一括払い等 		<p>【海上幕僚監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金収受（資金前渡官吏）に係る職員の不正防止対策（現金支払の的確な実施、関係書類の確認の励行等の指示等） <p>【航空幕僚監部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金収受（資金前渡官吏）に係る職員の不正防止対策（会計業

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
			に該当する契約がないか点検		務報告の厳格化、毎月銀行口座履歴と帳簿を点検等) 【陸上幕僚監部】 ・職員の不正行為の防止対策（予算担当者会議、監査担当者会議、調達等担当者集合訓練等の実施等）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 主に各府省の本府省における取組について記載した。

表 2-②

各府省の補助金に係る不適正な会計経理防止対策の概要

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
内閣府					
国家公安委員会（警察庁）	<ul style="list-style-type: none"> 計画的かつ効率的な予算執行 	<ul style="list-style-type: none"> 納品書等について、業者自身に確実に日付を記載させるとともに、その記載内容（数量、日付等）の確認の徹底（検収責任の明確化） 納品書等の5年間保存 契約担当者と検収担当者との分離 複数の職員が一連の会計手続に関与する仕組みの整備 物品の一括調達、単価契約対象物品の拡大 共通して需要がある物品等の調達事務の集約化 物品購入等の手続にかかわらず、職員の適材適所の人員配置及び実務能力の向上 指導・教養の効果について、会計監査等の機会を通して検証 	<ul style="list-style-type: none"> 捜査費等に加え、物品購入契約については会計監査対象とし、契約業者の帳簿書類と突合 	<ul style="list-style-type: none"> 所属長の会計経理責任者としての自覚の徹底 予算は使い切ることが望ましいとする考えや公金を取り扱うことの責任の重要性に対する認識不足の指摘を踏まえ、契約担当職員に対する実効ある指導・教養の実施と効果の定期的な検証 契約を担当する職員以外の職員に対しても、不適正な経理処理は契約を担当する職員だけの問題ではなく、契約を担当する職員に物品の取得等を要求する側の問題でもあり得ることを認識させ、計画的かつ時間的余裕を持った物品取得等の要求に努めるよう指導すること 	<ul style="list-style-type: none"> 一般競争入札等の拡充
金融庁					
消費者庁					
総務省		（統計調査委託費） <ul style="list-style-type: none"> 委託費と他の経費との明確な区分 	（統計調査委託費） <ul style="list-style-type: none"> 経理に関する監査の方法を見直し指導を強化 会計経理の再点検及び所要の見直しを図るよう指導 		（統計調査委託費） <ul style="list-style-type: none"> 委託費取扱要綱の趣旨の一層の周知徹底
法務省					
外務省					
財務省					

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
文部科学省	(教育統計調査委託費) ・厳正な予算執行及び会計法令に従った適正な経理処理の実施、目的外使用の禁止	(教育統計調査委託費) ・委託費の使用に係る証拠書類の事業終了後5年間保存 ・委託費に係る国への収支精算書に収支を明らかにする帳簿の写しを添付	・会計監査において、補助金又は委託費等の額の確定時における調査方法について重点監査 (生涯学習政策局委託費) ・委託事業の証拠書類等が不備なく揃っているか、実績金額に過誤がないか等を精査するよう要請	(研究費) ・研究機関における公的研究費の管理・監査に関する研修の実施	(研究費) ・研究機関における研究費の管理・監査ガイドラインの作成・点検 (ガイドラインの内容) ・責任体制、事務手続き等の明確化 ・不正の要因の把握と不正防止計画の策定 ・適正な予算執行(内部牽制機能の強化等) ・ガイドラインの実施状況について、国によるフォローアップの実施
厚生労働省		(毎月勤労統計調査委託費) ・年度別経理の徹底 ・委託費の経理を、他の事業と区別して帳簿に記録 ・委託費の使用に係る帳簿・証拠書類の事業終了後5年間保存 ・委託費に係る国への精算報告書に帳簿・証拠書類の写しを添付	(厚生労働科学研究費補助金) ・経理を担当している事務部門の協力も得た上で、研究費の経理が適正に行われているか改めて点検するよう要請		(厚生労働科学研究費補助金) ・目的外使用等の違反行為を行った場合には、研究費の交付決定の取消し等の処分が行われること、交付決定の取消しを受けた研究者等は一定期間研究費を交付しないこととされていること等を改めて周知
農林水産省			・会計監査において、補助金等に係る交付決定、変更交付決定、概算払、実績報告に基づく現地調査・額の確定などの手続きが適正に行われているかを検証 (研究費) ・ガイドラインに基づき、現在の体制が必要かつ十分なものであるか点検を行うとともに、関係者の更なる意識向上を図るなど、不正防止計画		(研究費) ・研究機関における研究費の管理・監査ガイドラインの作成・点検 (ガイドラインの内容) ・責任体制、事務手続き等の明確化 ・不正の要因の把握と不正防止計画の策定 ・適正な予算執行(内部牽制機能の強化等) ・ガイドラインの実施状況について、国によるフォローアップ

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
			<p>を的確に実施するよう要請</p> <p>(農林漁業センサス実施委託費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 不適正な会計経理の指摘について、実態の全容を取りまとめるとともに、今後の対応と併せて報告するよう要請 		<p>プの実施</p> <p>(公共事業補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業の補助対象から事務費を除外(平成22年度から) <p>(平成20年度決算検査報告で指摘を受けた補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 極力、現地調査を実施するなど、補助事業等の完了後の額の確定に係る審査を厳格に行うこと等により、不当事項の発生を未然に防止するよう指示(額の確定審査の厳格化) 地方公共団体及び事業実施主体に対する、補助事業等の適正な実施並びに実績報告書等の審査及び確認についての指導の一層の徹底 補助事業等に従事する職員、市町村及び事業実施主体に対し、より一層の指導、監督及び検査の徹底を図るよう都道府県知事に要請 事業の適正な実施に対する認識の徹底等の措置を講じるよう都道府県知事に要請 <p>(農林漁業センサス実施委託費)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託費の会計経理について、会計法令等を遵守し、適正な執行を図るよう都道府県知事に要請
経済産業省			<ul style="list-style-type: none"> 重点監査項目として、委託事業等で求めている報告書等の成果物の納入状況について監査。監査では、報告書等の現物を確認し、見積書、注 		<p>(商工業統計調査委託費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託事業の適正な執行を確保するため、事業の現状を再確認の上、委託費に関する制度の趣旨や遵守事項の更なる周知徹底を

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
			<p>文書、納品書の帳票類があり、日付等が整合しているか確認</p> <p>(商工業統計調査委託費等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要な再発防止対策について国に報告するよう要請 		<p>図るよう要請</p>
国土交通省			<ul style="list-style-type: none"> 補助金について、支出の決定をする場合に、その内容を明らかにした支出決定決議書を作成しているか、また、支出決定に必要な書類が具備されているか等を監査 		<p>(補助金の使途基準の明確化)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる事務費(旅費、賃金等)の範囲について明確化 <p>(公共事業補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共事業の補助対象から事務費を除外(平成22年度から) <p>(地方公共団体の内部調査等により不適正な会計経理が判明した補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象となる範囲の限定、事務処理の適正化等について周知徹底 不適正な会計経理の対象となった補助金の早期返還 <p>(会計検査院から指摘のあった補助金)</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係法令の遵守、施工の厳正な監督・検査の実施等に努め、適正かつ効率的な予算執行を行うよう要請
環境省					
防衛省			<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度会計監査の重点事項として、会計検査院による指摘事項について、他の府省への指摘であっても同様の事態がないか点検 実績報告書の収支精算書等 		

府省名	予算執行の見直し	物品の調達・管理体制の見直し	監査機能等の強化	職員の意識改革	その他
			について、領収書、旅費支 払い等の契約関係書類、支 払証拠書類等の提示を求 めるなどにより点検 ・補助金により取得した物品 等の現物確認を実施して いるか点検		

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 主に各府省の本府省における取組について記載した。

表 2-③

事 例 表

事 例 No.	1
府 省 名	国家公安委員会（警察庁）、農林水産省、国土交通省
区 分	<u>国の行政機関が自ら執行する経費</u> 、 <u>補助金</u> ※補助金は、国家公安委員会（警察庁）のみ
件 名	契約の履行確認を徹底している事例
調査結果	<p>（国家公安委員会（警察庁））</p> <p>○ 物品購入等に係る契約の履行確認について（平成 20 年 12 月 16 日付け警察庁丁会発第 946 号）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約業者から納品（役務の提供を含む。）を受ける所属においては、契約書、仕様書その他関係書類により検査を行う際、当該契約業者から受領した納品書又は納品書に代る書面（以下「納品書等」という。）による確認も行い、当該納品書等を、検査調書とともに、支出担当課に提出すること。 ・ 支出担当課は、検査調書、請求書、<u>納品書等について、数量、日付その他の記載内容に齟齬がないか確認</u>した上で支出手続を行うこと。 ・ 支出担当課は、当該納品書等について 5 年間保存すること。 <p>（農林水産省）</p> <p>○ 物品調達に係る経理処理の適正化について（平成 22 年 2 月 2 日付け 21 経第 1678 号）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検査職員は、検査業務を厳格に実施するため、<u>納品書又は物品引渡書その他の給付の内容、数量及び発行年月日が記載された書面（以下「納品書等」という。）を契約の相手方から提出させること。</u> ・ 検査職員は、検査を完了した場合には、<u>納品書等に検査済の表示、検査年月日、所属部課名及び氏名を記載して押印し、納品書等を支払事務を取り扱う職員に送付すること。</u> ・ <u>納品書等は、当該年度経過後 5 年間保存すること。</u> <p>（国土交通省）</p> <p>○ 国土交通省会計監査要綱（平成 17 年 6 月 2 日付け国会監第 25 号、平成 22 年 2 月 26 日改正）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ （会計監査の）対象部局は、監査の実施に必要な書類として、物品購入及び印刷物作成に関する契約（単価契約を含む。）の<u>納品書などの国の相手方から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後 5 年間保存するものとする。</u>

(注) 1 各府省の資料により当省が作成した。

2 「区分」欄は、該当するものを枠囲みしている（以下、表 2-③について同じ。）。

事 例 表

事例 No.	2
府 省 名	国家公安委員会（警察庁）、厚生労働省、農林水産省
区 分	<u>国の行政機関が自ら執行する経費</u> 、補助金
件 名	内部監査の充実を図っている事例
調査結果	<p>（国家公安委員会（警察庁））</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品購入等に係る契約の適正確保の徹底について（平成 21 年 11 月 12 日付け警察庁丙会発第 142 号）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察庁では、不適正な経理処理が物品購入等の契約について行われたことを踏まえ、平成 21 年度会計監査実施計画において、(略)、物品購入等の契約についても(略)重点的に監査しており、その際、物品購入等の契約を締結した<u>業者の帳簿書類と都道府県警察等が保有する会計書類とを突合</u>しているところである。 <p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 17 年度から、内部監査（会計監査）対象機関ごとに 3～5 事業者を選定し、1 事業者当たり 1～3 件の契約について、「<u>契約日（見積書提出日）</u>」と「<u>納品日</u>」を照会する<u>文書を送付</u>している。事業者からの回答は、内部監査対象機関を通さず、本省の内部監査担当部門に直送されるようにしている。 <p>（農林水産省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 物品調達に係る経理処理の適正化について（平成 22 年 2 月 2 日付け 21 経第 1678 号）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 監査部局（略）は、内部監査の一層の強化を図るため、以下の取組を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、<u>契約業者への聞き取り</u>を行うなど、監査手法等の見直しを行うこと。 ○ 平成 22 年度監査実施基本方針（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 統一監査事項 <ul style="list-style-type: none"> （略）平成 22 年度は、(略)以下の事項を、各監査部局統一の監査事項とする。 ・ 物品の購入手続き <ul style="list-style-type: none"> <u>物品の購入手続きが適切に行われていたかを、契約業者への聞き取りなどにより検証</u>する。

（注）各府省の資料により当省が作成した。

事 例 表

事 例 No.	3
府 省 名	環境省
区 分	<u>国の行政機関が自ら執行する経費</u> 、補助金
件 名	法令遵守等に関する研修を工夫して行っている事例
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度会計事務監査指導実施方針（平成 21 年 6 月 22 日策定）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>監査対象機関の会計担当者を対象に、会計事務の基礎知識の習得や法令遵守意識の啓発等を図るための集合研修を新たに導入する。</u> ○ 平成 21 年度会計事務監査指導実施計画（平成 21 年 6 月 22 日策定）（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計事務職員研修会の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計検査院による実地検査時の指摘等を踏まえ、<u>監査対象機関の会計担当者を対象に、会計事務の基礎知識の習得や法令遵守意識の啓発等を図るための集合研修を新たに導入する。</u>

(注) 環境省の資料により当省が作成した。

事 例 表

事例 No.	4
府 省 名	文部科学省、厚生労働省
区 分	国の行政機関が自ら執行する経費、 <u>補助金</u>
件 名	補助金の使用に係る証拠書類の保存の徹底を図っている事例
調査結果	<p>(文部科学省)</p> <p>○ 教育統計調査委託費に係る事務手続きの見直しについて（平成 22 年 2 月 25 日付け 21 生調企第 28 号）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事等は、教育統計調査委託費を適正に使用したことを証する<u>証拠書類</u>について、<u>基幹統計調査を実施した翌年度から 5 年間保管し、文部科学省から指示のあった場合直ちに提出</u>できるようにしておかなければならない。 ・ 知事等は、事業の完了後、速やかに教育統計調査委託費の収支精算書を正副 2 通作成の上、交付年度の翌年 4 月 30 日までに提出すること。また、<u>収支を明らかにする帳簿（支出整理簿）の写しを併せて提出</u>すること。 <p>(厚生労働省)</p> <p>○ 毎月勤労統計調査委託費に関する留意事項及び取扱要綱の改正について（平成 22 年 4 月 1 日付け統発 0401 第 7 号）（抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 知事は、委託費に係る帳簿及びその支出内容を証する<u>証拠書類を、事業終了年度の翌年度から 5 年間保管</u>しなければならない。 ・ 知事は、交付された委託費に係る経理精算報告書を正副 2 通当該年度終了後 6 月 1 日までに、収支を明らかにする<u>帳簿と証拠書類の写しを添えて、統計情報部長に提出</u>しなければならない。

(注) 各府省の資料により当省が作成した。

事 例 表

事例 No.	5
府 省 名	文部科学省、農林水産省
区 分	国の行政機関が自ら執行する経費、 <u>補助金</u>
件 名	研究機関に交付する補助金の管理についてガイドラインを作成し、管理の適正化を図っている事例
調査結果	<p>(文部科学省)</p> <p>○ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について(平成19年2月15日付け18文科科第829号)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインは、文部科学省(略)から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(略)について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。 <p>(ガイドラインの主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> i 機関内の責任体系の明確化 ii 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備(補助金の事務処理手続きに関するルール of 明確化等) iii <u>不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施</u>(不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し、それに対応する具体的な不正防止計画を策定等) iv 研究費の適正な運営・管理活動(<u>業者との癒着を防止する対策の実施、発注・検収業務について当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムの構築等</u>) v 文部科学省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方(<u>ガイドラインの実施状況等について報告書を徴収、資金配分額の多い機関を中心に対象を選定して現地調査を実施等</u>) <p>※ 平成19年度及び20年度の2回、それぞれ約1,600機関から実施状況報告書を徴収。現地調査は、平成19年度30機関、20年度95機関、21年度52機関について実施</p> <p>(農林水産省)</p> <p>○ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年10月1日付け19農会第706号)(抜粋)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドラインは、農林水産省(略)から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金(略)について、配分先すべての機関においてそれらを適正に管理するために必要な事項を示したものである。 <p>(ガイドラインの主な内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記文部科学省のガイドラインのi～ivと同様の内容 ・ 農林水産省による研究機関に対するモニタリング、指導及び是正措置の在り方(<u>ガイドラインの実施状況等について、年に1回程度報告書を徴収、独立行政法人、国立大学法人、都道府県、民間企業等の各部門から1機関を選定して現地調査を実施等</u>) <p>※ 平成21年度は、191機関から実施状況報告書を徴収し、5機関について現地調査を実施</p>

(注) 各府省の資料により当省が作成した。

表2-④ 予算編成のあり方に関する検討会・論点整理（平成21年10月19日内閣官房国家戦略室作成）（抜粋）

＜基本的な方向性　－4つの改革の柱－＞

【第3の柱】　年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除

- ・ 予算を毎年度編制し国会で議決する単年度原則は、憲法上の重要なルールではあるが、予算執行の現場では、予算を年度末に無理やり使い切るといったムダが生じているとの指摘がある。
- ・ 財政規律を維持しつつ、同時に使い切り等のムダを排除するため、次年度への繰越制度の一層の活用など、政府において最大限の工夫・改善を行うとともに、これに対応するための体制整備を行う。

（注）下線は、当省が付した。

表 2-⑤ 予算編成等の在り方の改革について（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）（抜粋）

国民主権の下で、納税者の視点に立った予算編成を行い、予算の効率性を高めていくために、平成 22 年度予算から、下記の改革を実施する。

3. 年度末の使い切り等、ムダな予算執行の排除

- (1) 各府省は、予算の執行状況を定期的にホームページで開示する。また、公共事業等の個所付け等、予算執行上の重要な決定についても開示を行う。

これらの執行に関する情報開示については、検索機能を付与するための準備を進める。執行情報開示の詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- (2) 各府省は、平成 22 年度開始までに、予算執行監視チームを設置する。 予算執行監視チームは、副大臣をトップとし、官房長等を事務局長とする。また、外部の有識者が関与する機会を確保するものとする。

予算執行監視チームは、例えば以下のような、予算執行の効率化へ向けた自律的な取組を行う。 予算執行監視チームの詳細については、平成 22 年度開始までに、国家戦略室において指針を示す。

- ① 重要な調達、公共事業等の個所付け、補助金交付決定等の執行案件の決定に関与し、適時にこれらに関する情報を開示する。
- ② 予算執行の状況開示を注視し、年度末に過大な執行が行われているおそれがある場合、担当部局からヒアリングを行う等のチェックを行う。
- ③ 予算執行の効率化に向けた計画を定めるとともに、その実施状況をチェックし、年度終了後に効率化の実績及び更なる改善方策について公表する。

- (3) 年度当初からの補助事業等の計画的な執行を促進するため、各府省は、補助金等の交付手続の迅速化、早期交付に努める。各府省は、具体的な改善の実績を、予算執行監視チームによる予算執行効率化の実績と併せて、年度終了後に公表する。

- (4) 財務省は、現場での繰越手続等が非効率を招いていないかという観点から、各府省や地方自治体からの問題点の指摘や改善要望について、窓口を設置し、平成 21 年中を目途として、包括的なヒアリングを行う。その上で、繰越制度の一層の活用に向け、要件の明確化等の改善を行うこととし、改善方策を公表の上、可能なものは、平成 21 年度中から実施する。

各府省は、財務省によるヒアリングの実施に積極的に協力し、必要に応じ、地方自治体や、所管の独立行政法人等の関係組織からのヒアリングを仲介・代行する。

(注) 下線は、当省が付した。

表 2-⑥ 年度末における予算の適正な執行に係る周知・徹底について

(平成 22 年 3 月 12 日付け内閣府行政刷新会議事務局職員の声担当室事務連絡) (抜粋)

このたび、各職場への一層の浸透を図るため、以下の 2 点について、改めて周知・徹底をお願いいたします。

- (1) 当年度予算での新たな物品購入、委託、工事、出張等については、必要性を十分精査し、不要不急の物品購入等を行わないこと
- (2) 当年度予算について、実際の需要が必ずしも明確ではないにもかかわらず、全額消化すべきとの指示をしないこと

なお、財務大臣に対し、予算査定時に、旅費や庁費の使い残し額について、予算減額に直結させないよう要請しております。また、年度末の予算執行状況について調査を行い、必要に応じ公表することといたします。

表3-①

各府省の内部監査（会計監査）の担当部門（担当職員数）・対象機関・監査頻度（平成22年4月1日現在）

府省名	監査担当部門名		担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
内閣府	官房会計課		10人	内部部局、地方支分部局（沖縄総合事務局）	年1回
	沖縄総合事務局	総務部監査官	12人	沖縄総合事務局の各部及び各事務所 （沖縄総合事務局総務部長の会計経理に係るもの）	年1回
		開発建設部管理課	3人	沖縄総合事務局開発建設部の課・室及び事務所 （沖縄総合事務局開発建設部長の会計経理に係るもの）	年1回
宮内庁	官房主計課監査係		2人	内部部局、施設等機関（正倉院事務所、御料牧場）、地方支分部局（京都事務所）	京都事務所、御料牧場は年1回。陵墓監区事務所(4)及び正倉院事務所は3年に1回程度。内部部局は書面監査
	京都事務所庶務課監査係		1人	京都事務所、陵墓監区事務所(4)、正倉院事務所	随時
公正取引委員会	官房総務課会計室決算係		3人	内部部局、地方支分部局（地方事務所（支所）(7)）	年1回
国家公安委員会（警察庁）	官房会計課監査室		25人	内部部局、附属機関(3)、地方支分部局（管区警察(7)、管区警察学校(7)、東京都・北海道情報通信部、府県情報通信部(45)、道方面情報通信部(4)、警視庁、北海道警察、北海道方面本部(4)、府県警察(45)）	原則として年1回。府県情報通信部及び府県警察は、おおむね2～3年に1回
	管区警察局会計課		61人 （※監査要員として、あらかじめ兼務発令されている者を含む。）	上記のうち、官房会計課監査室が会計監査を行う以外の府県情報通信部及び府県警察	原則として年1回
金融庁	総務企画局総務課管理室監査係		3人	内部部局	原則として年4回
消費者庁	総務課		2人	内部部局	年1回
総務省	官房会計課監査指導係		4人	内部部局、施設等機関（自治大学校、情報通信政策研究所） 地方支分部局（管区行政評価局（支局）(8)、行政評価事務所（分室）(42)、総合通信局(10)等）、外局（公害等調整委員会）	地方支分部局（行政評価事務所を除く。）は年1回。他は5年に1回程度
	消防庁総務課		2人	内部部局、施設等機関（消防大学校）	原則として年1回

府省名	監査担当部門名	担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
法務省	官房会計課監査室	8人	内部部局、最高検察庁、高等検察庁(8)、地方検察庁(50)、施設等機関（法務総合研究所(1)、矯正研修所(1)、刑務所(62)、少年刑務所(7)、拘置所(8)、少年院(51)、少年鑑別所(51)、婦人補導院(1)、入国者収容所(3)）、地方支分部局（法務局(8)、地方法務局(42)、矯正管区(8)、地方更生保護委員会(8)、保護観察所(50)、地方入国管理局(8)）、外局（公安審査委員会）	おおむね3年に1回程度
	最高検察庁監察室	4人	自庁、高等検察庁、地方検察庁	自庁は毎年1回、他はおおむね5年に1回
	各高等検察庁(8) 検察監査官	26人	自庁及び管内の地方検察庁	自庁は毎年1回、他はおおむね2年～5年に1回
	各地方検察庁(50) 監査課（室）	204人	自庁及び管内の支部・区検察庁	原則として年1回
	各法務局・地方法務局(50) 会計課等	—	自庁並びに自庁の支局及び出張所	年1回以上
			上記のほか管内地方法務局	年1回
	矯正局（指定された職員）	—	所轄の矯正施設	原則として、刑事施設は年1回、少年院及び少年鑑別所は2年に1回、婦人補導院は年1回、会計業務を含む施設運営に対する監査を実施
	各矯正管区(8)（指定された職員）	—	自庁及び管内矯正施設	同上
	各地方更生保護委員会(8) 事務局総務課	約40人	管内保護観察所	毎年又は2年に1回
	各地方入国管理局・支局(14) 首席審査官等	28人	自庁	年1回
	各入国者収容所(3) 首席入国警備官等	6人	自庁	年1回
	公安調査庁総務部総務課決算監査担当	3人	地方支分部局（公安調査局(8)）	年1回
	各公安調査局(8) 総務部総務部門	39人	管内公安調査事務所(14)	年1回
外務省	官房会計課監査室	3人	内部部局	年1回（対象は抽出1部署）
	官房監察査察官	7人	在外公館	4年～5年に1回（毎年30～40公館を査察）

府省名	監査担当部門名	担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
財務省	官房会計課監査室	8人	内部部局（官房会計課、理財局国債企画課）、地方支分部局（財務局、税関、国税局等）、施設等機関（税務大学校）、外局（国税庁）（計35）	原則として年1回
	国税庁官房会計課	3人	内部部局、地方支分部局（国税局等）、施設等機関（税務大学校（本校））、国税不服審判所（本部）（計15）	原則として年1回
	各財務局等(10)会計監査官等	43人	本局、管内事務所・出張所（計63）	原則として年1回
	各税関等(9)会計監査官等	9人	本関、管内の支署・出張所・監視署、海外連絡事務所（計208）	原則として年1回
	各国税局等(12)会計監査官等	39人	本局、管内の税務署、税務大学校（地方研修所）、国税不服審判所（支部）（計559）	原則として年1回
文部科学省	官房会計課監査班	10人	内部部局、施設等機関（国立教育政策研究所(1)、科学技術政策研究所(1)）、地方支分部局（水戸原子力事務所(1)）、日本学士院、外局（文化庁）	年1回
	文化庁官房政策課会計室監査係	1人	内部部局、日本芸術院	年1回
	国立教育政策研究所総務部会計課	3人	自庁	年1回
	科学技術政策研究所総務課	1人	自庁	原議書を随時に書面監査
	日本学士院庶務係	2人	自庁	年1回
厚生労働省	官房会計課監査指導室	12人	内部部局、施設等機関（検疫所(13)、国立ハンセン病療養所(13)、国立医薬品食品衛生研究所、国立保健医療科学院、国立社会保障・人口問題研究所、国立感染症研究所、国立更正援護機関(10)）、地方支分部局（地方厚生局（支局）(9)、都道府県労働局(47)）、外局（中央労働委員会）	内部部局及び大規模地方支分部局は、原則として年1回。他は2年に1回
	各都道府県労働局(47)総務部総務課（会計課）	約235人	自庁、管内労働基準監督署・公共職業安定所	最低年1回
	国立療養所（多摩全生園、邑久光明園）事務部	12人	自庁	原則として年1回
農林水産省	官房経理課会計監査室	11人	内部部局、農林水産技術会議事務局（筑波事務所）、施設等機関（農林水産政策研究所、農林水産研修所、植物防疫所、動物医薬品検査所、動物検疫所）、地方支分部局（北海道農政事務所、地方農政局(7)、地方農政事務所(38)）、外局（林野庁、水産庁）	内部部局と外局は原則として2年に1回。地方支分部局のうち官署支出官官署及び資金前渡官吏官署は3年に1回。小規模官署は5年に1回
	総合食料局総務課経理室	7人	総合食料局、地方支分部局等（北海道農政事務所、地方農政局(7)、内閣府沖縄総合事務局（食料安定供給特別会計（米管理勘定、麦管理勘定、業務勘定及び調整勘定）に限る。）	おおむね3年に1回

府省名	監査担当部門名	担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
	各地方農政局(7)食糧部食糧調整課 (指定された職員)	—	管内農政事務所(38)(食料安定供給特別会計(米管理勘定、麦管理勘定及び業務勘定)に限る。)	原則としておおむね3年に1回
	農村振興局総務課監査班、同局整備部設計課	6人	国土交通省北海道開発局(10開発建設部)及び内閣府沖縄総合事務局(国営土地改良事業等に関する農林水産省所管一般会計及び食料安定供給特別会計国営土地改良事業勘定に限る。)	国土交通省北海道開発局は年2回(毎年2～3開発建設部を監査)。内閣府沖縄総合事務局は必要に応じて
	各地方農政局(7)総務部総務課	29人	本局、管内地方農政事務所・国営事業所等	原則として3年に1回 (中には、国営事業所等を2年に1回監査しているものが1局あり)
	林野庁林政課会計経理第1班	1人	施設等機関(森林技術総合研修所)	原則として年1回
	林野庁国有林野部管理課監査室	7人	自庁、地方支分部局(森林管理局(7)、森林管理署)、施設等機関(森林技術総合研修所)	毎年1回 森林管理署及び森林技術総合研修所は必要に応じて
	各森林管理局(7)企画調整室等	30人	本局、管内森林管理署等	毎年1回
	水産庁漁政部漁政課会計班	2人	地方支分部局(漁業調整事務所(6))	原則として2年に1回
経済産業省	官房会計課監査室	3人	経済産業省のすべての部局	内部部局、外局、経済産業局(鉱山保安監督官署を含む)は年1回。小規模な通商事務所等は2年～3年に1回
国土交通省	官房会計課監査室及び同課公共事業予算執行管理室	7人	内部部局、施設等機関、国土地理院、小笠原総合事務所、海難審判所、地方支分部局、外局 ※地方航空局等、気象庁及び海上保安庁の施設等機関・地方支分部局は対象外	過去1年以上監査又は会計検査院の実地検査が行われていない官署等を優先し、年間約90か所程度実施
	航空局監理部予算・管財室監査係	3人	地方航空局(2)、航空交通管制部(4)、航空保安大学校等	おおむね年1回
	国土技術政策総合研究所総務部会計課	(専担0人)	自庁	年1回
	国土地理院本院会計課及び契約課	(専担0人)	地方測量部等(11)	年1回
	各地方整備局(8)総務部会計課及び契約課	(専担0人)	本局、管内事務所(河川国道事務所、管理所等)(232)	1年～3年に1回
	各地方整備局(8)総務部経理調達課	(専担0人)	本局、管内事務所(港湾空港関係)(53)	1年～3年に1回
	北海道開発局監査官室	15人	本局、管内開発建設部(10)・事務所(72)・事業所等(22)	原則として年1回
各地方運輸局等(10)総務部会計課等	(専担0人)	管内運輸支局等	年1回	

府省名	監査担当部門名	担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
	各地方航空局(2)総務部経理課監査係	7人	管内空港事務所等	2年～3年に1回
	気象庁総務部経理管理官	2人	内部部局、施設等機関（気象研究所、気象衛星センター、高層気象台、気象大学校、地磁気観測所）、地方支分部局（管区・沖縄気象台(6)等）	原則として管区・沖縄気象台、気象研究所及び気象衛星センターは2年に1回。他は4年に1回
	各管区気象台等(6)総務部会計課	(専担0人)	管内地方気象台・測候所	おおむね3年に1回
	海上保安庁総務部主計管理官	4人	自庁、施設等機関（海上保安大学校、海上保安学校等）、地方支分部局（管区海上保安本部(11)、海上保安(監)部等）	原則として年1回
	海上保安大学校事務局会計課	(専担0人)	自庁	原則として年1回
	海上保安学校事務部会計課	(専担0人)	自庁、分校(2)	
	各管区海上保安本部(11)経理補給部(総務部)経理課	(専担0人)	管内海上保安(監)部、航空基地等	原則として年1回
	内閣府沖縄総合事務局総務部監査官	12人	沖縄総合事務局の各部及び各事務所 (沖縄総合事務局総務部長の会計経理に係るものに限る。)	年1回
	内閣府沖縄総合事務局開発建設部管理課	(専担0人)	沖縄総合事務局開発建設部の課・室及び事務所 (沖縄総合事務局開発建設部長の会計経理に係るものに限る。)	年1回
環境省	官房会計課監査指導室	2人	内部部局、施設等機関（環境調査研修所）、地方支分部局（地方環境事務所(7)）、国民公園管理事務所	年1回
防衛省	経理装備局監査課	10人	内部部局、機関（部隊等を含む。）、地方防衛局	内部部局は年2回、機関は毎年3か所、地方防衛局は2年に1回
	防衛大学校総務部会計課	2人	自庁	年1回以上
	防衛医科大学校事務局経理部主計課	3人	自庁	年2回
	防衛研究所総務課	3人	自庁	年1回
	統合幕僚監部総務部総務課	3人	自庁、自衛隊指揮通信システム隊、統合幕僚学校	年2回
	陸上幕僚監部監理部会計課及び陸上自衛隊会計監査隊	119人	自庁、陸上自衛隊の部隊等(215)	年1回
	海上幕僚監部首席会計監査官	13人	自庁、海上自衛隊の部隊等	年1回（一部は2年に1回）
	海上自衛隊各地方隊(5)総監部経理部監査課	32人	管轄する警備区の部隊等(344)	原則として年1回
海上自衛隊補給本部会計監査官	5人	自庁（補給本部(4)）	原則として年1回	

府省名	監査担当部門名	担当職員数	監査対象機関名（機関数）	監査頻度
	航空幕僚監部監理監察官	17人	各基地（三沢、入間、春日、那覇、府中、浜松、市ヶ谷、目黒）、補給本部及びそれ以外の航空自衛隊の基地等並びに海外資金前渡官吏	左記の各基地及び補給本部は年1回、資金前渡官吏はおおむね4年に1回、それ以外の基地等はおおむね1年に10か所を監査
	航空自衛隊各航空方面隊(3)司令部監理監察官	12人	管内基地等(35)	年1回
	航空自衛隊南西航空混成団司令部監理監察官	3人	管内分屯基地(6)	年1回
	航空自衛隊航空支援集団司令部監理監察官	3人	管内基地等(4)	年1回
	航空自衛隊航空教育集団司令部監理監察官	4人	管内基地(7)	年1回
	航空自衛隊補給本部会計監査官	8人	管内基地等(14)	年1回
	情報本部総務部会計課	2人	自庁（情報本部）	年2回
	技術研究本部総務部会計課	4人	自庁（技術研究本部）	年1回
	装備施設本部監査課	13人	自庁（装備施設本部）	年1回以上
	防衛監察本部統括監察官	6人	自庁（防衛監察本部）	年1回以上
	各地方防衛局(8)会計監査官	8人	自庁、管内地方防衛支局(4)・地方防衛事務所(29)・出張所(1)	年1回（小笠原出張所は2年に1回）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 担当職員数は、会計監査時に監査要員として他部門から併任発令等される者を除いている。

表3-②

各府省の不適正な会計経理についての内部監査（会計監査）の実施状況

府省名	不適正な会計経理の指摘等の有無等	平成 21 年度	平成 22 年度 (5月末までの状況)
内閣府	—	—	—
宮内庁	—	—	—
公正取引委員会	—	随意契約（契約及び支出負担行為並びに支出に関する事項）を会計監査実施計画の特別監査項目に位置付け、 <u>不適正な会計経理を防止する観点から、物品・印刷物購入の納品検査状況や支払に際しての必要書類の整備状況等の確認を行った。</u>	引き続き、平成 21 年度と同様の特別監査項目で実施予定。
国家公安委員会 (警察庁)	有 (公共調達及び補助金等での預け金等)	① 物品購入等に係る「預け金」等の不適正な経理処理が一部の県警察で判明したことなどを勘案し、これを重点項目とした。 ② 契約業者の帳簿書類と都道府県警察等の監査対象機関が保有する会計書類との突合を行い、必要に応じ、契約業者への聞き取り等を実施。その結果、1 附属機関、1 管区警察局、4 管区警察学校、5 県情報通信部、15 都道府県警察及び 1 道方面本部において、「翌年度納入」等の不適正な会計経理が認められたことから、改善策を講じるよう指示。なお、このうち補助金に係るものは 7 県警察で発生。	会計監査の実施時に、不適正な会計経理の有無と、各部署における防止対策の推進状況を確認しているところ。
金融庁	—	—	—
消費者庁	—	監査実績なし (※消費者庁は平成 21 年 9 月に設置)	平成 22 年 5 月の会計監査実施時に不適正な会計経理の有無を確認したが、該当するものは無かった。
総務省	有 (補助金等での預け金等) (公金領得)	① 補助金等（委託費）での「預け金」等の問題について、総務省の内部監査（会計監査）部門では特段の監査を行っていないが、補助金等（委託費）の担当部局が監査を実施しており、その結果、同様の事案は無かった。 ② 会計検査院の決算検査報告で指摘された現金收受（資金前渡官吏）に係る不適正な会計経理の有無を確認したが、該当するものは無かった。	引き続き、会計経理の適正な処理について、会計監査実施時に確認する。
法務省	有 (公金領得)	会計検査院の決算検査報告で指摘された不適正な会計経理の有無を確認したが、該当するものは無かった。	引き続き、会計経理の適正な処理について、会計監査実施時に確認する。

府省名	不適正な会計経理の指摘等の有無等	平成 21 年度	平成 22 年度 (5 月末までの状況)
外務省	有 (公金領得)	会計検査院の決算検査報告で指摘された現金収受(資金前渡官吏)に係る不適正な会計経理の有無を確認したが、該当するものは無かった。	引き続き、会計経理の適正な処理について、会計監査実施時に確認する。
財務省	有 (公金領得)	会計検査院の決算検査報告で指摘された現金収受(資金前渡官吏)に係る不適正な会計経理や預け金等の有無を確認したが、該当するものは無かった。	平成 22 年度の会計監査計画の最重点項目の一つに、① <u>預け金等の不適正な会計経理が発生しないよう、内部牽制の充実を図っているか</u> 、② <u>年度末の不要不急の予算執行が行われないう、計画的に執行しているか</u> を盛り込んだ。
文部科学省	有 (補助金等での預け金等)	① 監査マニュアルに沿って、契約全般については、主に、内部牽制体制及び管理体制の確保状況を確認し、補助金及び委託費については、額の確定方法の適切性を確認。その結果、不適正な経理に係るものは無かった。 ② 他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成 21 年度の会計経理実地監査の監査事項に、 <u>物品調達に係る契約について、納品検査をどのように行っているか等</u> を確認。	引き続き、平成 21 年度と同様の監査事項及び監査手法で実施を予定。
厚生労働省	有 (公共調達での翌年度納入及び補助金等での預け金等) (公金領得)	① <u>会計機関相互による牽制体制が確保されているか</u> (支出負担行為担当官と支出官、又は、支出負担行為担当官と物品管理担当官業務の補助者が同一の者又は同一係となっていないか)を、 <u>重点監査事項</u> とした。監査の結果、74 部局中 5 部局で相互けん制体制の確立が不十分と指摘し、必要な改善措置済み。 ② <u>備品等の納入状況を確認するため、契約業者に対し、納入した備品等の契約日(見積書提出日)及び納品日を文書で回答するよう依頼し、確認</u> した。その結果、コピー用紙の翌年度納入が 2 件認められ、改善を指示。 ③ 補助金等での「預け金」等の問題について、厚生労働省の内部監査(会計監査)部門においては、特段の監査を行っていない。	引き続き、平成 21 年度と同様の監査事項及び監査手法で実施を予定。
農林水産省	有 (公共調達及び補助金等での預け金等)	① 会計検査院の平成 19 年度決算検査報告の都道府県補助金に係る事務費の不適正経理処理等の指摘を踏まえた対応方策に係る官房長通知の実施状況を、7 地方農政局において監査した結果、すべての局で額の確定時における現地調査の選定基準が未作成であり、また、額の確定の際の審査についても不十分である実態が確認された。 ② また、平成 21 年 11 月の物品購入等の点検調査で地方支分部局等において不適正な経理処理が判明したことを踏まえ、22 年 1 月以降の契約事務の監査において、 <u>年度末に締結した案件に係る納品状況等について契約相手先へ直接聞き取り等を行うなど、新たな監査手法を取り入れた結果</u> 、一部の機関において、不適正な経理処理が判明した。	① 内部監査の一層の強化を図るため、従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、 <u>経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、新たな監査手法を取り入れる</u> 。 ② 補助金等に係る交付決定、変更交付決定、概算払、実績報告に基づく現地調査・額の確定などの手続が適正に行われているかを平成 22 年度監査実施基本方針の各監査部局統一の監査事項の一つに盛り込んだ。

府省名	不適正な会計経理の指摘等の有無等	平成 21 年度	平成 22 年度 (5月未までの状況)
経済産業省	有 (公共調達及び補助金等での預け金等)	会計検査院の決算検査報告掲記事項に係る再発防止状況等を監査の重点とし、特に、委託事業等で求めている報告書等の成果物の納入状況について、検査調書の作成の有無、報告書の現物、見積書、納品書等の日付の整合性等を確認した。その結果、改善を要する事項は特に無かった。	平成 22 年度の監査実施計画は、今後作成予定。
国土交通省	有 (公共調達での翌年度納入等及び補助金等での預け金等) (公金領得)	① 職員の不正(物品の発注に際し架空の支払額の一部に相当する金券を受領)の再発防止対策の実施状況を監査した。その後不正経理は発生していない。 ② 会計監査要綱を改正し、平成 22 年 3 月以降納入された契約から、監査の実施に必要な書類として、 <u>物品の購入及び印刷物作成に関する契約の納品書などの国が相手から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後 5 年間保存することを義務付けた。</u> ③ 補助金等については、負担行為の整理時期は適切か、支出決定に必要な書類が具備されているかを監査した。	平成 22 年度会計監査実施計画の重点監査事項の一つに、 <u>物品購入及び印刷物作成に関する事項を盛り込み</u> 、近年、会計検査院から地方公共団体及び他省庁における不適正な経理についての指摘がされていることから、 <u>決算検査報告における着眼点等を参考に会計監査を実施中。</u> また、補助金等の額の確定のための現地調査、完了検査時に、補助金に係る会計経理の適正化を図るために盛り込むべき統一的事项を官房会計課が示し、それを受けて補助金所管部局において、完了検査実務マニュアル等の必要な改正を平成 22 年度中に実施する予定。
環境省	有 (公共調達での翌年度納入等)	会計事務監査指導において、 <u>成果物の納品又は物品、役務等の完了が確認されないままの先払いや年度を越えた納品又は完了がされていないかについて、納品書又は業務完了報告書等により確認した。</u> その結果、このような不適正な会計経理は無かった。	平成 22 年度の監査実施計画を策定中。
防衛省	有 (公金領得)	<u>会計検査による他府省への指摘と同様の事態はないかを、会計監査の重点の一つに盛り込んだ。</u> その結果、不適正な会計経理等は無かった。	平成 22 年度の会計監査項目の重点の一つに、 <u>物品等の購入等に当たり、預け金等の不適正な会計経理が行われていないかを盛り込んだ。</u>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表は、各府省の会計事務(会計監査)の総括部門における取組状況を中心に記載した。

3 「不適正な会計経理の指摘等の有無等」欄は、平成 19 年度から 21 年度の間における、会計検査院の指摘や各府省の独自の調査等により明らかとなった不適正な会計経理に係る指摘の有無等を示したもので、「-」は該当なしを意味する。

公金領得とは、例えば、資金前渡官吏の補助者として会計経理事務に従事中に無断で小切手を作成するなどして前渡資金を領得するなど、職員が公金を領得したものをいう。

4 「平成 21 年度」及び「平成 22 年度(5月未までの状況)」欄の「-」は、不適正な会計経理について、内部監査(会計監査)の対象としていないことを意味する。

5 下線は、国の行政機関が自ら執行する物品や役務の公共調達について、内部監査(会計監査)の強化を図っているものを示す。

表3-③

内部監査（会計監査）の強化を図った例

事例1 内部監査（会計監査）の重点事項に、物品や役務の公共調達に係る不適正な会計経理の問題を明確に位置付けて、必要なチェック

府省名	事 例 概 要
公正取引委員会	官房総務課会計室では、他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成19年度以降、随意契約（契約及び支出負担行為並びに支出に関する事項）を会計監査実施計画の特別監査項目に位置付け、不適正な会計経理を防止する観点から、物品・印刷物購入の納品検査状況や支払いに際しての必要書類の整備状況等の確認を行っている。
国家公安委員会（警察庁）	警察庁長官官房会計課では、平成21年度の会計監査において、契約関係について、物品購入等に係る不適正な経理処理が一部の県警察で判明したことを勘案し、それを重点項目とした。 その結果、1 附属機関、1 管区警察局、4 管区警察学校、5 県情報通信部、15 都道府県警察及び1 道方面本部において、「翌年度納入」等の不適正な会計経理が認められたことから、改善策を講じるよう指示した。
財務省	大臣官房会計課監査室では、他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成22年度の会計監査計画の最重点項目の一つに、①預け金や翌年度納入のような不正経理、不適切な科目更正等が発生することのないよう、内部牽制の充実を図っているか、及び②年度末の駆け込み執行や不要不急な執行が行われないよう、計画的に執行しているかを盛り込んだ。
文部科学省	他府省において不適正な会計経理が指摘されていることなどを踏まえ、平成21年度の会計経理実地監査の監査事項に、物品調達に係る契約について、納品検査をどのように行っているか等の確認を行うことを新たに盛り込み、実地監査職員に対する会議で周知した。
厚生労働省	平成21年度会計事務監査指導実施方針（大臣官房会計課長が策定）に、重点監査事項として、「会計事務を処理する組織において会計機関相互による牽制体制が確保されているかを、引き続き実地に検証する。」と定めている。また、当該実施方針に基づく平成21年度会計事務監査指導実施計画（大臣官房会計課監査指導室長が策定）に、「会計事務を処理する組織において、会計機関相互による牽制体制の確保のため、支出負担行為担当官（契約）と官署支出官（支払）、又は支出負担行為担当官と物品管理担当官業務の補助者が、同一の者又は同一係となっていないかについて確認する。」と定めている。上記方針に基づき、平成21年度に72部局を会計監査した結果、5部局に相互牽制体制の確立が不十分との指摘を行い、必要な改善措置が講じられた。 平成22年度の会計事務監査指導実施方針及び会計事務監査指導実施計画においても、監査重点事項として、「会計機関相互による牽制体制の確保状況を引き続き実地に検証する。」と定めている。
農林水産省	大臣官房経理課では、平成21年11月の物品購入等の点検調査で地方支分部局等において不適正な経理処理が判明したことを踏まえ、22年1月以降の契約事務の監査において、年度末に締結した案件に係る納品状況等について契約相手先へ直接聞き取り等を行うなど、新たな監査手法を取り入れた結果、一部の機関において、不適正な経理処理が判明した。 平成22年度においても、引き続き、内部監査の一層の強化を図るため、従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、新たな監査手法を取り入れることとしている。
国土交通省	官房会計課では、会計監査要綱を改正し、平成22年3月以降納入された契約から、監査の実施に必要な書類として、物品の購入及び印刷物作成に関する契約の納品書などの国が相手から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後5年間保存することを義務付けた。 また、平成22年度においては、会計監査の重点監査事項の一つに、物品購入及び印刷物作成に関する事項を盛り込み、近年、会計検査院から地方公共団体及び他省庁における不適正な会計経理についての指摘がされていることから、決算検査報告における着眼点等を参考に会計監査を実施中。

府省名	事 例 概 要
環境省	<p>官房会計課監査指導室では、平成 21 年度会計事務監査指導実施計画に、不適正な会計経理を防止する観点から、次のような監査指導項目及び留意事項を盛り込んで実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 委託・請負契約等の成果物及び購入契約に係る物品について現物を確認。その監査過程において、重要な問題が懸念される場合は、国の契約相手方に対して協力を求め、書類等を確認 ii 成果物の納品又は物品、役務等の完了が確認されないままの先払い、年度を越えた納品又は完了がされていないか、納品書又は業務完了報告書等により確認
防衛省	<p>平成 21 年度の会計監査の重点の一つに、会計検査院による他府省への指摘と同様の事態はないかを盛り込んだ。 また、平成 22 年度の会計監査の重点の一つに、物品等の購入等に当たり、預け金等の不適正な会計経理が行われていないかを盛り込んだ。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 2 内部監査（会計監査）に必要な書類として、納品書等の 5 年間保存を義務付け

府省名	事 例 概 要
国家公安委員会（警察庁）	<p>警察庁長官官房会計課では、平成 20 年 12 月に会計課長通知を发出し、物品購入等に係る契約の履行確認の適正を図るための手続の一つとして、「支出担当課は、検査調書、請求書、納品書等について、数量、日付その他の記載内容に齟齬がないか確認した上で支出手続を行うこと。支出担当課は、当該納品書等について 5 年間保存すること。」を義務付けている。</p>
農林水産省	<p>大臣官房経理課では、平成 22 年 2 月に、部局長に対し、物品調達のチェック体制の強化方策の一つとして、納品書等は当該年度経過後 5 年間保存するよう指示している。また、会計監査で当該措置が的確に実施されているかについて確認を行うこととしている。</p>
国土交通省	<p>大臣官房会計課では、各府省等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、平成 22 年 2 月に、「国土交通省会計監査要綱」（平成 17 年 6 月 2 日大臣官房会計課長定め）を改正し、「対象部局は、監査の実施に必要な書類として、物品の購入及び印刷物作成に関する契約（単価契約を含む。）の納品書などの国が相手方から給付を受けた日付及び品目が明らかとなっている書類を当該年度終了後 5 年間保存するものとする。」との規定を追加し、22 年 3 月 1 日以降納入された契約から適用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

事例 3 会計監査の際に、契約（納品）業者の帳簿との突合や聞き取り調査等を実施

府省名	事 例 概 要
国家公安委員会（警察庁）	<p>警察庁では、一部の県警察において「預け金」等の不適正な経理処理が行われていたことが判明したことなどから、平成 21 年 4 月及び 11 月に、官房長から各都道府県警察の長等に対し、物品購入等に係る契約の適正の確保を図る上で留意すべき事項を指示している。</p> <p>当該指示事項の一つに、会計監査の充実強化が盛り込まれ、「警察庁では、不適正な経理処理が物品購入等の契約について行われたことを踏まえ、平成 21 年度会計監査実施計画において、捜査費等に加え、物品購入等の契約についても、他の留意事項（所属長の責務、指導・教養の強化、契約</p>

府省名	事 例 概 要
	<p>の履行確認の徹底等、計画的かつ効率的な予算執行等)に係る都道府県警察等の取組みの進捗状況も踏まえつつ、重点的に監査しており、その際、物品購入等の契約を締結した業者の帳簿書類と都道府県警察等が保有する会計書類を突合しているところである。都道府県警察が実施する会計監査についても、警察庁における取組を参考に、その充実強化を図ること。」と定められている。</p> <p>具体的には、長官官房会計課監査室では、平成 21 年度の会計監査において、新たに、契約業者の帳簿書類と都道府県警察等の監査対象機関が保有する会計書類との突合を行い、必要に応じ、契約業者への聞き取り等の確認を行っている。その際、監査対象機関の契約業者の中から取引規模等を勘案して業者を抽出し、当該業者が契約したすべての案件についての帳簿書類の提供を依頼し、突合の結果、1 件でも疑義が生じた場合は、過去 5 年分の契約について突合作業を行っている。</p>
厚生労働省	<p>大臣官房会計課監査指導室では、平成 17 年度から、内部監査（会計監査）の一環として、備品等の納入状況を確認するため、契約業者に対し、納入した備品等の契約日（見積書提出日）及び納品日を文書で回答するよう依頼している。</p> <p>具体的には、監査対象機関の契約業者の中から 3 業者から 5 業者を抽出し、当該業者との契約案件の中から、コピー用紙や医療器具、事務机、イス等の大量購入又は年度末購入しているものを 1 事業者当たり 1 件から 3 件を抽出して、文書により必要事項の回答を依頼している。業者への回答依頼は監査対象機関の契約担当が行うが、業者からの回答は大臣官房会計課監査指導室に直接送付するようにしている。</p> <p>この調査の結果、平成 17 年度から 21 年度までの間に、延べ 304 部局の 1,804 契約を調査したところ、12 部局で 63 件の翌年度納入等の不適正な事務処理が認められたことから、是正指導を行った結果、現在は適切に処理されている。この調査結果については、厚生労働省のホームページでも公表している。</p>
農林水産省	<p>大臣官房経理課では、本省及び地方支分部局等を対象に物品購入契約の履行状況に係る点検調査を実施したところ、一部の機関において預け金等の不適正な会計経理が確認されたことから、平成 22 年 2 月に、物品調達に係る経理処理の適正化を図るために講ずべき措置を示した「物品調達に係る経理処理の適正化について」（大臣官房経理課長通知（以下「経理課長通知」という。）を省内関係部局長に発出している。</p> <p>経理課長通知では、物品調達に係る経理処理の適正化を図るために講ずべき措置の一つとして、「監査手法の見直し」が盛り込まれ、監査部局は、内部監査の一層の強化を図るため、①従来から行われてきた経理処理の合規性の確認のほか、経理書類が事実と相違ないかを確認するため、契約業者への聞き取りを行うなど、監査手法等の見直しを行うこと、②内部監査において、経理課長通知の指示事項が的確に実施されているかについて確認を行うこととされている。</p>
環境省 (再掲)	<p>官房会計課監査指導室では、平成 21 年度会計事務監査指導実施計画に、不適正な会計経理を防止する観点から、次のような監査指導項目及び留意事項を盛り込んで実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 委託・請負契約等の成果物及び購入契約に係る物品について現物を確認。その監査過程において、重要な問題が懸念される場合は、国の契約相手方に対して協力を求め、書類等を確認 ii 成果物の納品又は物品、役務等の完了が確認されないままの先払い、年度を越えた納品又は完了がされていないか、納品書又は業務完了報告書等により確認

(注) 当省の調査結果による。

事例4 不適正な会計経理を防止する観点も含め、補助金等の額の確定などの手続を内部監査（会計監査）の対象

府省名	事 例 概 要
農林水産省	<p>会計検査院の平成20年度決算検査報告で補助事業における不適正な経理処理等の指摘があったことを踏まえ、このような事態が重ねて生ずることのないよう、極力、現地調査を実施するなど、補助事業等の完了後の額の確定に係る審査を厳格に行う等の方針を定め、関係部局長及び都道府県知事に通知している（平成21年11月農林水産事務次官通知）。</p> <p>この方針を踏まえ、平成22年度監査実施基本方針の各監査部局統一の監査事項の一つに、「補助金等に係る交付決定、変更交付決定、概算払、実績報告に基づく現地調査・額の確定などの手続きが適正に行われているかを検証する。」ことを盛り込んだ。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 不適正な会計経理を防止する観点も含め、補助金等を内部監査（会計監査）の対象としている例が、上表のほか、国家公安委員会（警察庁）、文部科学省、経済産業省及び国土交通省にあるが、その内容については表3-②を参照。

表3-④ 内部監査（会計監査）計画に沿って適切に監査が行われていない例

府省名	事 例 概 要
財務省	<p>財務省本省の会計監査の一環として実施している税関研修所に対する会計監査の実施状況をみると、資金前渡官吏に係る事項については支払証拠書類、小切手用紙受払簿等の書類を基にした監査が行われているが、分任契約担当官及び分任物品管理官が行う事務について、会計監査計画に盛り込まれている他の監査対象項目（会計機構及び相互牽制、契約事務、物品管理事務）の監査が行われていない。</p>

(注) 当省の調査結果による。